

## 令和3年度第1回調布市青少年問題協議会次第

日時 令和3年 7月 2日(金)  
午前10時から正午まで  
場所 調布市役所5階市長公室

### 1 開会

### 2 会長あいさつ

### 3 報告事項

- (1) 令和3・4年度調布市青少年健全育成方針について
- (2) 調布市青少年健全育成方針関連事業の実施状況について
- (3) 令和3年度調布市青少年問題協議会関係事業予定について

### 4 協議事項

- (1) 調布市青少年表彰規程等の見直しについて

### 5 情報交換

- (1) 調布警察署からの情報提供
- (2) 多摩児童相談所からの情報提供
- (3) 中学校校長会からの情報提供

### 6 その他

#### 【資料】

- ・資料1 令和3年度調布市青少年問題協議会委員名簿
- ・資料2 令和3・4年度調布市青少年健全育成方針
- ・資料3 調布市青少年健全育成方針関連事業 実施状況一覧
- ・資料4 令和3年度調布市青少年問題協議会関係事業 予定表
- ・資料5 調布市青少年表彰規程
- ・資料6 調布市青少年表彰における表彰者選定に係る内規

#### 【次回会議】

日程：令和3年10月14日(木) 午前10時から正午まで  
会場：調布市役所5階 市長公室

# 令和3年度 第1回調布市青少年問題協議会報告

1 開催日時 令和3年7月2日（金） 午前10時から

2 会場 市長公室

3 出席者 (1) 委員 14人  
(2) 事務局 6人

## 4 会長挨拶

会長： おはようございます。令和3年度第1回の青少年問題協議会を開催させていただきます。御多忙の折、御参集いただきまして誠にありがとうございます。

今年度から新たに本協議会の委員を3名の方に新任ということでお願いするということでございまして、机上に委嘱状の交付をさせていただいております。通常、手渡しなのですけれども、最近はずべからくこういうやり方しかできないので御了承いただきたいと思っております。今日が7月に入って2日目なのですが、考えてみれば7月1日というのは社会を明るくする運動、これとタイアップして青少年の非行・被害防止全国強調月間の中で、広報活動の1つとして各駅頭でティッシュや花の種をお配りしていろいろ市民の皆さんに啓発活動を展開させていただいているのですけれども、今年も新型コロナの影響ということで、そういうこともできずという残念な状況になっております。

それから、学校関係においても、夏休み期間中、子どもがプール開放だとか、どの小学校区でも毎年のように夏祭り、盆踊り、こういうものを楽しみにしている。そういう記憶というのは等しく、生涯、心楽しい記憶として残りますよね。それはもう日本国中どこでもそうだと思うのですけれども、そういうものが実施できないというのは、子どももちょっと気の毒だなど。長い人生にはいろいろなことがあるさと笑って理解するには、小学生くらいだとまだちょっとかわいそうだなという気がしますよね。そんな感じであります。もう1年半になりますからね。

それにつけても、新型コロナ対策ということになるわけでありましてけれども、ワクチン接種のこと、一言だけ触れさせていただければ、比較的順調にっております。まず65歳以上の高齢者に関して、政府は7月末までに完了させるよう指示がありました。順調にしております。

既に、高齢者の方で65歳以上の方の予約はもう既に完了している。こんな状況です。

そうすると、65歳未満はどうするのかということと並行して考えなければいけないということになっておりまして、結論だけ申し上げますと、これも政府は、11月末までに打ち終えるようにという目標を設定しているのは御存じかと思っておりますけれども、調布市は運よくといいますか、電気通信大学の中に非常に広いスペース、広大な体育館プラス講堂も使っているという御理解を電

気通信大学にいただいて、それが確保できましたので、ワクチンさえ安定的に供給されればという前提つきですけれども、11月末の予定を2か月前倒しで9月末には打ち終えるかというような体制を今整備しつつあるということです。

そのことをホームページ等で既に公表しました。言い切るとリスクリーなのですけれども、今、非常にワクチンの供給体制が混乱していることは新聞紙上で御存じだと思うのですが、体制は整ったことはやはり言うべきだと。それで、まだ分からないですけれども、不幸にして安定供給が少しうまくいかなければ、それはそのときに市民の方には説明しなければなりません。打って出たほうがやはりもらいやすいのではないかというように判断いたしました。

それで、この会合との関係で言えば、若年者、10代の人をどうするかということ。我々、接種券の配付は早いのです。高齢者が終わって16歳から64歳までは6月17日に郵便局に持ち込んでおり、16万くらいあるのです。高齢者は2回に分けて後期と前期。これは3万人と2万4,000人だから、1日、2日で配り終えることはできたのですけれども、16万あるので、やはり3、4日はどうしてもかかるのです。ただ、22日までには配り終えたはずです。ですから、接種券は16歳以上に配ってある。ただ、今申し上げたように、予約を取るには、ワクチンがどの週に幾つくらい来るかというのが分からなければ予約が取れないので、今お問い合わせをいただいています。接種券は届いたんだけど、予約はどうなっているんだ。真面目にやっているのかみたいなことを言われながら、何とか早く予約を開始したいと、今、必死の検討を続けているというのが正直なところでは。

では、12歳から15歳をどうするのだ。これは近隣の自治体の首長と話しても、みんな悩んでいます。もちろん市長部局というか、我々サイドで健康をつかさどるセクションを中心に考えるのですが、小・中学生ということになると、必要に応じて教育委員会に御相談しながらやらなければいかんということです。

学校接種をなるべくやらないようにという雰囲気になってきましたでしょう。これ、学校接種でやれば簡単なのです。インフルエンザ等ね。ただし、希望するお宅と、そうでない家庭と分かれたときに、子どもたちを取り巻く環境によく影響があるというのが一番の理由なのかな。学校接種でやってくれば楽なのだけれども、そうではない。かかりつけ医の個別接種でやれるかというと、数が多いですからね。なかなかそれだけでというのも、時間がどれくらいかかるのか。

それから、夏休みだから効率よくやれる。新学期が始まってから、ファイザーだと3週間、モデルナだと4週間かけて2回打たなければいかんのだけれども、新学期が始まってからだと時間がどれくらいかかるのかな。夏休みに効率的に集団接種会場でやればいいのだが。そのようなことです。

それにつけても、余り細かいことは理解していただかなくて結構ですけれども、ファイザーとモデルナというのは別々のルートから来る。それも供給体制がまだ固まっていない。かつ、12歳から15歳までということになるとモデルナは打てないのです。ファイザーしか駄目だと。今言っただけでもややこしいで

しょう。幾つものことを考えながらオペレーションということでもあります。

難しいオペレーションの準備を今やっているということだけ理解していただいて、もし御意見があれば、こういうことをやったらどうだとか、質問、こういうときはどうなるのですかと。それは何でも市にお寄せいただければと思っています。

そういう冗長な議論を1か月も2か月もしていくことはできないので、今、せめぎ合いです。国からのはっきりした供給体制が決定とまではいかななくても、大体の読みでやっていくしかないのかなど。なるべく早く市民の方、10代も含めて安堵していただければという思いでやっております。

それはコロナ対策、ワクチンの供給体制ということでもありますけれども、それ以外でも、いつものように申し上げるのは、青少年を取り巻くいろいろな環境です。SNSの使い方であるとか、虐待問題、若年層の自殺に至るような悲劇、薬物の問題もありますし、そういう問題は恒常的に存在するというところで、それらにも本協議会での議論も含めて、社会全体で取り組んでいかなければいけないことは言うまでもございません。

本日も、この協議会の限られた時間ではありますけれども、中でいろいろ情報交換等、有益な時を過ごさせていただければと思っています。

本日及び、今後とも一つよろしくお願いいたします。

## 5 各委員自己紹介

## 6 資料確認 事務局から配布資料の確認

## 7 趣旨説明

事務局： それでは、ここで、本協議会の趣旨について説明させていただきます。

調布市青少年問題協議会は、地方青少年問題協議会法の規定に基づき設置され、市長を会長として青少年に関する機関や団体の代表の皆様が様々な視点から連絡、調整、協議、情報交換を行い、青少年問題に関する総合的施策を検討するために必要な事項を調査審議する機関でございます。

本協議会では、2年ごとに調布市青少年健全育成方針を策定しており、前回は昨年度に策定いたしました。また、毎年、調布市青少年表彰の被表彰者の決定等も本協議会にて行っております。

なお、本日の会議録につきましては、情報公開の観点から事務局で作成し、委員の皆様には後日御確認をいただき、市役所4階の行政資料室に配架するとともに、調布市公式ホームページへ掲載しております。

以上で本協議会の趣旨についての説明を終了いたします。

## 8 議事

### (1) 令和3・4年度調布市青少年健全育成方針について

会長： 次第3、報告事項の(1)令和3・4年度調布市青少年健全育成方針について、

事務局から説明してください。

事務局： では、説明させていただきます。本年度1回目の協議会でございますので、現在の調布市青少年健全育成方針について内容を説明させていただきます。お手元の資料2を御覧ください。

調布市青少年健全育成方針は2年ごとに改定をしており、現在のものは今年2月に委員の皆様から御承認をいただき、改定を行ったものとなっております。この方針は、次代を担う青少年が家庭や地域のぬくもりと恵まれた自然の中で、安全かつ快適にのびのびと遊び、学び、夢と希望を持ちながら、生き生きと暮らすことを目的としており、家庭、学校、地域、行政が連携して各種の施策を推進していくことを定めております。

資料2の2ページ目から3ページ目を御覧ください。方針では、重点目標として家庭・学校・地域・行政の連携による青少年への支援、青少年の社会参加活動の推進、健全な環境づくりと非行防止活動の推進の3つを掲げており、各目標に基づき実施する推進事項を定めています。

なお、推進事項に関連する市の諸事業の実施状況については、次の報告事項2で報告させていただきます。

これまでの方針からの変更点としましては、SNSを通じて募集が行われている闇バイトについてですとか、新型コロナウイルスのまん延に伴う青少年への影響についての記載を追加するなど、青少年を取り巻く環境の変化などを盛り込んだ形で改定を行っております。

簡略ではございますが、調布市青少年健全育成方針に関する説明は以上となります。

会長： 説明は以上です。御質問等ございますか。――よろしいですか。

## (2) 調布市青少年健全育成方針関連事業の実施状況について

会長： 続いて、(2)調布市青少年健全育成方針関連事業の実施状況について、事務局から報告いたします。

事務局： それでは、説明させていただきます。資料3を御覧ください。

調布市青少年健全育成方針に定める推進事項に関連する諸事業の昨年度中の実施状況について報告いたします。なお、この報告については、昨年度までは健全育成に関連する市の諸事業についての報告ということで実施していましたが、今年度からは、より分かりやすい報告を行う工夫としてこのような形式に変更させていただきましたので御了承ください。

調布市青少年健全育成方針では、重点目標として、家庭・学校・地域・行政の連携による青少年への支援、青少年の社会参加活動の推進、健全な環境づくりと非行防止活動の推進の3つを掲げており、さらに目標ごとに実施する内容を推進事項として設定しておりますが、この資料3は推進事項に関連する市の諸事業の実施状況を取りまとめたものとなっております。例えば、本協議会の事務局である児童青少年課では、重点目標1、家庭・学校・地域・行政の連携による青少年への支援に基づく子育てへの支援という推進事項に関連して、子

育てひろば事業を実施しております。同じ重点目標に基づく困難を抱える子ども・若者への支援という推進事項に関連しましては、子ども・若者総合支援事業「ここあ」、調布市子ども・若者支援地域ネットワークを実施しております。

また、重点目標2、青少年の社会参加活動の推進に基づくオリンピック・パラリンピックを契機とする青少年の多様な交流活動の推進という推進事業に関連して、児童館交歓フェア、児童館まつり、CAPS夏まつりなどの各種事業を実施しております。

なお、昨年度は、先ほど挙げた事業にもありましたとおり、新型コロナウイルスの影響により中止となったものもあります。しかし、本協議会と児童青少年課が共同で開催している調布市青少年表彰式のように、参加人数を制限するなどの感染症対策を行ったうえで実施した事業もございます。今年度も既に中止が決定している事業もございますが、今後も徹底した感染症対策を実施しながら各種事業の推進を図っていきたくと考えております。

なお、恐れ入りますが、各事業の概要と実施状況などの詳細に関しましては、後ほどこの資料を見て御確認くださいませようお願いいたします。

以上、簡略ではございますが、調布市青少年健全育成方針関連事業の実施状況に関する説明を終了させていただきます。

会長：事務局の報告は以上であります。御意見、御質問等ございますか。――よろしいですか。

### (3) 令和3年度布市青少年問題協議会関係事業予定について

会長：(3)令和3年度調布市青少年問題協議会関係事業予定について、事務局から説明いたします。

事務局：それでは、説明させていただきます。資料4を御覧ください。

本資料は、青少年問題協議会に関係する会議ですとか、児童青少年課での事業について、今年度の予定を一覧にまとめたものとなっております。表の左端に記載しておりますが、上段に会議、下段に事業と分けて記載しております。

青少年問題協議会については、一番上の表に記載しておりますが、本日を含め年3回の開催を予定しており、次回は10月14日木曜日、3回目が2月3日木曜日の開催を予定しております。また、その下段には、本協議会の下部組織である調布市青少年補導連絡会の予定を記載しておりますが、こちらは年4回の開催をしており、先日6月22日に第1回目を開催しております。

続きまして、事業欄を御覧ください。こちらには児童青少年課の事業の予定を記載しております。今月は青少年の非行被害防止全国強調月間であり、調布市では非行防止駅頭広報活動としてティッシュの配布などを実施していましたが、本年度も昨年度に引き続き新型コロナウイルスの影響により中止が決定しております。

ほかに、委員の皆様に関わりのある事業としましては、調布市青少年表彰式がありますが、こちらは3月5日土曜日の開催を予定しております。また、健全育成事業として実施している健全育成地区親善ソフトボール大会につきま

しては、今年度は11月21日日曜日の開催を予定しております。

昨年度は資料3でお示ししたとおり、新型コロナウイルスの影響により、例年実施していた様々な事業、イベントが中止となりました。本年度も既に中止が決定している事業もございますが、感染状況等を考慮しながら、今後の事業の実施については判断してまいりますので、何とぞ御理解をいただきますようお願いいたします。

説明は以上となります。

会長： 説明は終了いたしました。御質問等ございますか。――よろしいですか。

先ほどもちょっと触れましたけれども、可能であれば秋以降、昨年来実施できないものについても、いつかは始まるわけですから、それはいつなのかということ、もう既に考え始めております。欧米諸国の例で言えば、ワクチン接種の対象者の少なくとも40%が接種を2回終えた時点から世の中が劇的に変わるという報道はあります。感染者が顕著に減少すると。ただ、変異株の揺り戻しというのはまた別の次元で考えなければいけない。そうすると50%、少なくとも40%というのはいつなんだということになるわけです。10月くらいかなと思っています。遅くとも11月。それは間違いない。政府の目標もありますし、我々調布市だけで言えば、9月末を今、完了目標としてやっているわけなので、10月くらいかな。それを大きな声で言うにはまだ早い。ちょっと差し障りがあるので。ただ、準備だけということ、いろいろなことを企画される場合、ぜひ市にも前広に御相談いただければという感じですかね。

そういう感じで、いよいよ令和3年度の下半期には色々なことができるという期待の下に考えていかなければいけないのかなというようには思っております。ただ、全ての会合を控えているような感覚で、及び腰にならざるを得ないというのは明白な事実ですね。機を見て打って出なければいけないとは思っています。

## 9 協議事項

### (1) 調布市青少年表彰規程等の見直しについて

会長： 議題4「協議事項」に移ります。(1)調布市青少年表彰規程等の見直しについて、事務局から説明いたします。

事務局： それでは、説明させていただきます。資料5及び資料6のほうを御覧ください。

青少年表彰は資料5で青少年表彰規程第1条に規定されているとおり、地域において模範となる活動をしている青少年を表彰することで、他人を思いやる共感性を養い、よりよき社会環境づくりに寄与することを目的として実施しております。表彰を実施することで、青少年の今後の社会参画活動を応援することが可能となり、何よりも地域において様々な活動を行っている青少年を応援し、元気づけることができると考えております。

なお、表彰者の選定に当たっては資料6「調布市青少年表彰における表彰者選定に係る内規」に基づき審査を行っておりますが、資料5の裏面のほうを御

覧ください。こちらのほうに記載してありますとおり、昨年度については新型コロナウイルスの影響があった等で2年連続で個人の推薦者数が10人を下回っており、団体については推薦がなかったという状況になっております。表彰者が減少傾向にあるとまでは言いませんが、事務局としましては今後、青少年表彰をより活性化させることで、コロナ禍で自粛を強いられている地域の青少年を応援していきたいと考えており、そのためにまず推薦者数を増やすことと、表彰者数を増やすための取組を行っていききたいと考えております。

具体的には、推薦者数を増やすため、ホームページや市報、テレビ広報などの既存の媒体だけではなく、TwitterやLINE等のSNSを活用した情報発信などを予定しております。また、表彰者数を増やすため内規の第1で定める選定要件の緩和ですとか、内規に定める選定する活動内容の緩和などを考えております。これまで消防少年団などの活動は、消防活動そのものが活動の目的となっているため、内規第1の第3項に定める団体等の事業計画に基づく活動以外の活動であることに該当せず、表彰の対象からは除外されておりました。しかしながら、そういった団体に自主的に所属し、活動を行うことは、規程第1条に定める青少年表彰の目的にも合致しており、また、規程第3条第3項に定める「防犯、防火、交通安全等に係る啓蒙活動を積極的に行い、その功績が顕著であるもの」にも合致することから、事務局としましては、規程等について見直しの必要があると考えております。

見直しを行う場合、詳細については専門調査員会の皆様と改めて協議を進めていくこととなりますが、まず推薦者数を増やすことと、表彰者数を増やすための取組を行うために、表彰規程の整理、内規の見直しを行うことについて皆様から御意見等ございましたらお願いしたいと考えております。

説明は以上となります。

会長： 説明、終了いたしました。御意見、御質問、ございますか。——どうぞ。

委員： まず、事務局側の推薦に対して御努力なさっているというのは、私は痛感しているのですが、実際にこのところで推薦の数が少ないというのは、やはりコロナ禍における団体の活動がないということも響いていると思うのです。ですので、引き続きの努力をお願いするというのと、規程がいつつくられたものなのかということが……条例が34年、規程が55年ですよね。そのときに多少の改定というものは、その時代によって必要なのかなということも思っております。

それから、内規ですけれども、内規は十数年前につくられたと私は記憶しているのですが、やはりそのときに規程だけではなかなか決めづらいというのがあったのです。ある程度の線を、内部だけ分かる規定をつくったほうがいいのではないかとということをつくった覚えがあるのです。やはり状況によっては内規のほうも同時進行で変えていくというのものもあるのではないかと考えております。

会長： ありがとうございます。ほかに御意見はございますか。

委員： これから離れてしまうかもしれないのですが、募集するときに、い



つも期間で募集していますよね。それなので、見ていると、情報を持っている人からのものが多い、偏っている感じがするのです。なので、本当に色々と努力していただいているのは理解しているのですけれども、もうちょっと一般の人に広く広まる方法を少し構築していかないと、この枠は広がっていかないのかなと思うのです。結局、関わっていない人が情報を見て、この人、推薦してあげようかなと、そういうシステムとか、そういうこちらからの情報の出し方というので、その期間だけ募集するのではなくて、こういうものがありますよと、例えば、もうちょっと事前から市報とかホームページとかで。それで、そういう子については表彰というか、功績についてたたえる方法がありますというのを、それがいいか悪いか別として、そういう形で少しずつ広めていく方法が取ればなというように考えてはいるのです。

そういう努力、またちょっと別の努力をやっていただけるといいのかなと。希望を含めてですけれども、そのように思ったりします。

会 長： それは、かみ砕いて言えば、例えば、期間を設けず、年間を通じていつでも申告できる、推薦できるということにしておいて、年に1回どこかで切って選考はするけれども、募集期間は限定しないほうがいいのではないかと。簡単に言えば、そういうことですか。

委 員： というよりは、要するにその期間だけ、こういう募集していますよということだから見ない人が多いわけです。それを防ぐには、こういうことがあるのだというように分かってもらうには、事前にこういう表彰というものがありますよと。その募集は何月で、表彰は何月になりますと、私はそのように考えていたのですけれども、会長が仰ったように、年間通じてというのであれば、それはそれでいいと思います。

会 長： そうですね。だからプラスアルファで言えば2つですかね。募集する期間は限定する必要はないのではないかと。通年でもいいのではないかとすることは検討する余地があるということと、このような表彰が存在するというのももっと広範に周知する仕方というのは一度立ち止まって考えてもいいのではないかと。多分その2つですね。十分に検討の余地があると思いますね。ありがとうございます。

ほかに、どなたかございますか。――どうぞ。

委 員： ただいま事務局から説明がありました1番の(3)団体等の事業計画に基づく活動以外のものということ、おっしゃられたのですけれども、私は、これができた後にこちらに参加させていただいたので、なぜこういう規程があるのかなというのを、余りよく分からないで毎年過ごしてきておまして、想像するに、例えば、ボーイスカウトとかで清掃活動をやったというのはボーイスカウトとしての活動なので、個人の意思でそこに参加したかどうか分からないみたいなことなのかなと想像したのですが、ボランティア団体みたいなものに参加されるお子さんは年々減っているように思い、例えば、老人ホームを慰問するとか、そういうことを中心として活動している人たちがそれに当てはまってしまっていて表彰されてきていないとしたら、回数とか、頻度とか、多い方たち

が今まで表彰されてきていなかったのかなと思ったりもするのです。それで、もし、皆さんの合意があつて変更されるのであれば、私は賛成だなど思っているということを申し上げたいと思います。

会 長： 事務局の意見、ありますか。

事務局： ありがとうございます。年々数が減っているという状況の中、今、お話がございましたけれども、そういった団体で入っていて、我々もそういう認識なのですが、そこで既に入っているから当たり前というか、自分の意思として、組織としてやっているのだというところはありますが、では、そもそも何のためにそこに入ってきて、子どもたち、若者はやっているのだというところの観点からしますと、やはりそういったところも我々として評価していくべきではないか。そして、今後こういった、表彰等多くすることによって、もう少し露出することによって、そういった活動をしている方たちがいっぱいいて、もしあれだったら自分たちもと、より裾野が広がるような体制に整えていければいいかと思っておりますので、もしよろしければ専門調査委員会のほうで、今いただいた御意見を参考にさせていただいて、次の表彰の枠組みとして検討させていただければと思っておりますが、いかがでしょうか。

会 長： これを解決するとしたら、そのタイムリミットはいつぐらいだと思っている？

事務局： 10月です。

会 長： では、専門調査委員会の議論はそれはそれでいいですね。

事務局： はい。

会 長： それから、この中で今すぐというように10月なら区切る必要もないので、ぜひまた御一読いただいたうえで、改定の要点みたいなものをお気づきのことがあれば事務局に寄せておいていただいて、10月を目途として変えるなら変えるという議論の参考にさせていただくということでこの場はお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

## 10 情報交換

### (1) 調布警察署からの情報提供

会 長： 続いて「情報交換」に移ります。恐縮ですが、二、三こちらから指名という感じでやらせていただきたいと思います。まず調布警察署の情報提供、何かございますか。

委 員： せっかくの機会ですので、調布警察署の少年関係の現状などについて話をさせていただきたいと思います。

初めに事件関係ですけれども、上半期検挙した件数は昨年同期に比べて大きく減少しております。いろいろ要因は考えられると思うのですが、コロナ禍で少年の外出が減ったということも大きな要因ではないかと思われま。また、当署では一昨年来から不良グループの追跡調査等もしております、その関係で何人か捕まえたりしている関係での数字の影響なのかと思いません。

ただ、強制的な事件というのは横ばい状態、今年は5件というような状況であります。また、調布警察署は特徴的に特殊詐欺の被害が非常に多い署でありまして、全庁的にも常にワーストトップ3に入るような状況が続いております。そんな中で少年が特殊詐欺に加担している状況が散見されております。事件検挙だけではなく、広報の啓発活動も併せてやっておりますので、数的に少ないのは、そこら辺の効果も出ているのかなというように思います。

また、最近、特殊詐欺でも問題になっているのが麻薬関係の事件です。それと、児童ポルノ、児童買春、そこら辺が数的に増加傾向にあるのかなという状況です。全庁的には、大麻とか薬物で増加傾向にあるのですけれども、調布管内におきましては、今年、昨年、一昨年と大麻ではゼロという現状が続いております。ただ、今年に入って麻薬関係で1人検挙しております、その関連ということで、ただいま捜査を継続しているような現状もございます。今後、少年が薬物に手を出さないよう、各機関と協力を図っているいろいろな対策を進めていきたいと思っております。

また、先ほどもちょっと話が出ましたけれども、SNSを利用した各種犯罪も増加傾向に一般的でございますので、関連部署と連携を取って各種対策を図っているところでございます。

次に、不良行為少年についてですけれども、犯罪少年と同様に、少年補導も去年よりも大きく減少しております。やはり先ほど申し上げたように、コロナの関係で外出をしなくなった。また、学校の授業がオンラインで行われるようになったということが大きく影響しているように思われます。

続きまして、虐待とか児童通告関係についてです。まず児童相談所に対する児童通告のような虐待を受けている要保護児童を通告するものと、将来、犯罪をするおそれのある虞犯少年を通告するものであります。要保護児童を通告する件数は、調布署は今、全庁的にもトップクラスで、そんな中でも増加の傾向にございます。内容を見てみますと、7割が心理的虐待でございます。コロナ禍でおうち時間が増えたことも影響しているのかと思うのですけれども、夫婦げんかだとか、それに伴う面前でのDV、あと、児童虐待要因などが増加しているというような状況でございます。

児童虐待については、社会的に注目されている問題でもありますので、警察としましても、皆様方を初めとした関係部署と連携を取りながら、これからも対策を進めていきたいと考えております。

私から以上となります。

会長：ありがとうございます。ただいまの御報告に関して、何か御質問、御意見、ございますか。――よろしいですか。

1つ、今の御説明の中にもあった話で、時々確認しているのですが、確かに特殊詐欺の件数、被害額が多い、東京都の中で常に上位にあるというのは間違いなさしいのですけれども、ただ、調布・狛江の両市で32万人を有する人口規模というのは非常に多いですね。大きいまちは複数の警察署があるから。ということで言えば、前にちょっと確認させていただいたら、人口

割にすれば決して多くはなくて、中位くらい、真ん中くらいだという説明を聞いてはいるので、それはそれで正しいですね。

委員： はい。調布警察署は狛江市と2つを持っておりまして、合わせると全庁的には、人口の差で言うと全庁で3番目です。

会長： でしょう。そうすると、件数が3番目。余り大きな声で言うわけではないが、私は調布警察署の名誉のためにも申し上げているので、決してそんなに、百万長者がたくさん住んでいるまちと。平均したら、東京都の中で決して低くはないですけれども、ということだというように御理解いただければと思っております。

## (2) 多摩児童相談所からの情報提供

会長： 次、多摩児童相談所、担当者から御説明いただけますか。

委員： 私は参考資料としてパワーポイントの資料を配付させていただいております。詳しくはこれをお読み取りいただければと思うのですが、簡単に説明させていただきます。

スライド3枚目、東京都児童相談所と区市町村の相談件数ですが、令和元年度で6万7,440件というのが東京都内の区市町村が受けている総数です。4万4,741件が東京都の児童相談所が受けている件数ということになります。

以前は、児童相談と言えば児童相談所というイメージがあったかと思うのですが平成16年の児童福祉法改正によりまして、区市町村が児童相談の体制を整えるという方向に舵が切られまして、徐々に区市町村の方で児童相談の体制の窓口。調布市でいうとメインが子ども家庭支援センターすこやかになります。そういった区市町村の窓口が充実してきております関係で、現在はこのように区市町村のほうが直接受ける件数が多くなっています。

スライド4枚目です。多摩児童相談所相談件数の推移というところですが、10年分出ています。1か所、平成28年から29年のところで下がっている部分がありますけれども、そのほかは一貫して右肩上がりという状況になっています。ただ、令和2年度については2,320件で、前年度より増えているという状況には見えるのですが、実はこれが令和2年度から多摩児童相談所の管轄に狛江市も含まれました関係で、この増加分というのはほぼ狛江市の分がそのまま乗っただけというような状況でして、もともと管轄だった4市の相談件数はほぼ横ばいというような状況になっています。

1枚、スライドが飛びますけれども、6枚目のスライドです。多摩児童相談所被虐待相談受理件数の推移ですが、令和元年度は1,215件、令和2年度が1,362件ですが、これもほぼ狛江分が乗っただけということになります。

5枚目のスライドになりますけれども、相談の受理件数としては全体で2,320件のうち、虐待相談が全体の59%を占めています。前年度が57%でしたので、虐待相談の割合は微増というか、ほぼ横ばいというような状況になっています。

7枚目のスライドは、多摩児童相談所被虐待相談受理件数の年齢別内訳です。児童相談所はゼロ歳から17歳までのお子さんを対象としておりますが、取扱い

が多い年代は、年度によって若干ばらつきがありますけれども、就学前のお子さんたちと小学生です。中学生以上になると、がくっと相談件数が減ってきます。乳幼児の頃と、あとは、ちょっとやんちゃな感じの年代、ギャングエイジですね、その頃の御相談が多い状況になっています。

8枚目のスライド、被虐待相談対応状況ですけれども、先ほど、調布警察さんから、通告のうち約7割が心理的虐待だというお話をいただきましたが、児童相談所でも心理的虐待が約65%となっております。一番多いのが心理的虐待で、心理的虐待とは、例えば、激しく暴言を吐かれる、叱られるとか、夫婦げんかの目撃などです。「面前DV」という言い方を我々はするのですが、夫婦げんかの目撃での通告が非常に多くなっています。

9枚目のスライドですが、市別の被虐待相談受理件数です。調布市では残念ながら、一番件数的には多い。人口としては府中市のほうが多いのですが、調布市の方が現在のところ件数は多くなっております、毎年少しずつではありますが、上がっているという状況です。

10枚目のスライド、児童1,000人当たりの虐待相談の受付の件数ですけれども、調布市は児童1,000人当たり11.45人が通告されているという状況になります。

11枚目のスライドです。相談経路別の受理件数ですが、調布警察からもお話があったとおり、警察からの通告が一番多くなっています。平成30年度から令和元年度については、1.58倍、令和2年度につきましては、さらに1.42倍になっておりまして、警察からの通告件数がどんどん伸びている状況です。

逆に、児童委員からとか、児童福祉施設というのは保育園ですとか、そういった施設が主になりますけれども、児童福祉施設ですとか学校などから直接児童相談所への御相談というのは数がかなり少なくなっています。これはどういうことかと申しますと、最初に申し上げたとおり、区市町村が相談の受付の第一義的な窓口であるということが大分定着してきたためだと思われる。先ほど、障害をお持ちのお子さんの親御さんの虐待が増えているというようなお話もありましたが、そのときも、すこやかに御相談してというお話だったと思います。多摩児童相談所の相談件数があまり伸びていなかったのは、市の窓口がとてもよく機能しているのではないかとこのように考えております。

12枚目のスライド、非行相談に関してです。昨年度につきましては80件でした。これも狛江市を含めてということを考えれば、令和元年度が90件、令和2年度も80件ということで、管轄の市が加わったにしては、やはり伸びていないというか、逆に減少傾向と言えます。先ほど、検挙の件数とか、補導の件数も大幅減というお話でしたが、児童相談所のほうでもやはり件数が減っているという状況です。

13枚目のスライドです。被虐待の相談対応状況ですけれども、一番左側の助言指導というのは、何回かお話を伺い、助言をして終わるというものですが、748件でした。大体半数以上が数回の助言で終わっています。

その次に多いのが、区市町村送致で407件、3割くらいが区市町村送致になっています。区市町村送致というのはどういうことかといいますと、一番多い例としては、警察から通告を受けます。そうすると、泣き声の通告だったり、夫婦げんかの目撃による通告というものが多いです。そうなりますと、泣き声であれば、育児でお困りなのではないかとか、夫婦げんかということであれば、DVがあつて母子が避難を必要としているのではないかと、といったような御相談になると、その辺りの御相談がお得意なのは、どうしても区市町村なのです。母子自立支援員がいたり、すこやかで育児相談を受けたり、区市町村の方が資源を持っていますので、警察から児童相談所が通告を受けても、初めから区市町村で対応する方がふさわしいだろうと判断したケースについては区市町村にお願いしています。そのため、多分、すこやかのほうが非常に大変な状況になっているのかなとは思っています。

児童相談所の場合、やはり重いケースに関わることが多いです。令和2年度につきましては、虐待相談を受けたうち15件が施設入所になりました。施設入所の入所先の内訳ですが、児童養護施設、調布市内にも調布学園とか、二葉学園がありますが、そういった児童養護施設に行かれた方が一番多いです。その他の入所先として、ゼロ歳から2歳までの乳幼児をお預かりする乳幼児院、非行など生活全体の指導を要する児童を入所させて自立を支援する児童自立支援施設、あと、意外と多いのが知的障害の児童で、入所施設のに行かれた方がいらっしゃるという状況でした。

あと、最後になりますけれども、管内の養育家庭の登録数についてです。こちらは令和3年4月1日の登録数になりますけれども、こちらは調布市のほうが今現在17件ということになって、ほかの市よりもずば抜けて多いという状況になっています。昨年10月から都からの委託により二葉学園が「フォスタリング事業」を開始しています。「フォスタリング事業」とは、里親の開拓、研修、里親子の支援など一貫して取り組む事業であり、現在地域の里親さんの拡大に向けて努力しているところです。

多摩児相からは簡単ですが以上です。

会長：色々詳細な情報をありがとうございました。どなたか御質問、御意見、ございましたらどうぞ。――何かございませんか。

では、1つ聞かせていただくと、先ほど御説明がありましたように、確かに、人口の多い府中よりは調布のほうが多いということですが、下を見ると、人口当たりということ言えば、なぜか府中だけが少なく、あとは大体横ばいということですね。

委員：そうですね。大体平均です。

会長：調布も平均という感じですね。

それから、狛江市が入ってきて、それが純増になっているという御説明があったときに、世田谷区で区の機関が設立されたのでというお話があつて、よくは覚えていませんが、世田谷とか荒川とか、先行して手を挙げたところがありましたよね。2年くらい前からそういう話があつて、それは今、順調

にしているのですか。

委員： そうですね。昨年4月に立ち上がったのが世田谷区児相と江戸川なのです。年度途中の7月に荒川区が立ち上がりまして、今年度、4月から港区も。

会長： 港区って、立地でもめていたところですか。

委員： そうです。

会長： あと、所長からおっしゃりにくいこともあると思うのですが、練馬区等は否定的で、区単位、基礎自治体単位で設けるということに主力を置くだけでは、連携した周辺機関の整備が進まなければ余り意味がないということははっきりおっしゃっているのですが、その議論というのは余り大きな声にはなっていないのですか。

委員： 実は練馬区さんについては、サテライトオフィスという形で区の所有している建物の一部に児童相談所の職員が週何日かそこに行って、練馬区の地元で練馬区民の御相談を受けたり、そこを拠点に家庭訪問に行ったり、あとは区とケース会議をしたりというようなことで、かなり密に連携を図って事業を行っています。それは昨年度からやっているのですけれども、練馬区のサテライトオフィスと同じような形で、中央区と台東区が、その2区については小規模の区なので、2区合同でやはり同様のサテライトオフィスを今年度から実施ということで、少しそのような中身にもなってきてはいると。

会長： そうすると、規模はともかく、また単独でやるかどうかはともかく、サテライトオフィス方式で運営していく区以外は、今後の流れとしては区立の児相ができていくということですか。

委員： そうですね。新宿区は先送りになっているのです。実は建物などもできていたのですけれども、やはり人材の確保が難しいということで先送りになっているという状況があります。豊島区とか、板橋区とか、具体的に進んでいるところもありますけれども、私のほうも余り詳しくないのですが。

会長： やはり我々としてもその動きは、検討に値するところまではいっていないけれども、やはり注視する必要があるのだろうと思っているのです。ですから、今後とも客観的な情報を教えていただければ、今おっしゃったように、数を確保することが難しいという議論もあったし、数だけではなくて、経験年数の問題も大きいというようなことも、議論を聞いていけば一々もっともだな、一理あるということは思うのです。ただ、うまく機能しておられるのかどうかというのは我々も本当にこれから大きな関心を持って見ていかなければいかんのだなと思っています。ありがとうございました。

### (3) 中学校校長会からの情報提供

会長： 次に、中学校校長会からということで、お願いします。

委員： 中学校の子どもたちの様子についてお話をさせていただければと思います。子どもたちがコロナ禍の中で本当によく頑張っているなど。みんなマスクをして生活していて、印象としては、本当に最近の子どもたちは受け入れる力がすごいと感じています。

そんな中で、学校として今、課題となっている青少年の問題というか、生

活指導的な問題は、かつては不良行為というか、反社会的行動の子どもたちが本当に多くて大変な時代があったのですけれども、最近は調布警察署や多摩児童相談所からあったように、本当に減ってきて、学校自体が落ち着いている状態が続いています。

ただ、配慮していかなければいけない問題としては、これも同じなのですが、関係機関の方々が仰っていたとおりで、特別な支援が必要な子が非常に増えてきている。これは具体的には東京都が、発達障害の子は6.5%から7%くらいという数を示しているのですけれども、発達障害だけではなくて、色々な障害も含めると、やはりもっと対応しなければいけないお子さんが非常に多く、個別の支援がとても必要になってきている。

不登校の子どもについては、調布市全体で中学校に関しては150人近くいます。その子たちについては、学習保証をきちんと学校としてしていくということが大事なので、学びの保証をしながら個別の対応をしているというところ です。

SNSのトラブルはあります。誹謗中傷は罪だよ、犯罪だよという話は、セーフティー教室等、調布警察からお話をさせていただいたり、学校でも随時しているところですが、やはり駄目と分かっているけれども、そういうことが起こり得る。学校としては学校ルールというものをつくり、家庭ルールをつくってくださいということで啓発はしているのですが、子どもたちのトラブルはそういう中で起きることはあります。その都度、発見次第、関係機関と連携したり、学校独自で指導したりということで解決したり、学びを深めさせたりというような対応をしています。

それと、いじめの問題というのは、今のいじめの定義は、心理的や精神的、肉体的に苦痛があるもの、それは全ていじめという定義ですので、起きるといふ前提でやっています。毎月、いじめアンケートというものを実施していて、いじめ対策委員会を学校で開き、その都度、いじめの件数を確認して対応している。

子どもたちは、いじめはいけないと分かっているわけで、分かっていないことはないです。SNSのこともそうです。やってはいけないということは分かっている中で起きていますので、事前指導と、繰り返しの指導は大事なかなと思っています。

雑駁ですが、以上です。

会長： ありがとうございます。どなたか、御質問、御意見等ございましたら御自由に。何かありますか。

委員： 学校は今、オリパラ教育とかについてやられていると思うのですが、その中で子どもたちの観戦。私も小学校2年生のときに東京オリンピックを見ましたので、大変残っているのです。学校からみんなで行って、20号線でマラソンを見たのですけれども、そういうのが記憶にずっと残って、あのとき、こうだったなとか、いまだに思い出になっているのですが、オリンピック観戦とか、調布はどうなのですか。



会長： 担当者からの回答となります。

委員： 個別の学校はそういう判断はできないので、今、教育委員会で検討させていただいています。他の自治体で中止になったところも聞いています。今、調布市は、東京都の教育委員会から様々な情報を集めているところで、それらを総合的に勘案して、近日中に調布市としての方向を出そうかと思っているところです。ただ、調布の場合は市内に競技場があるものですから、そういう特殊性も踏まえながら、十分検討した中で、子どもたちの安全・安心を第一優先にしながら考えていきたいというところでございます。

委員： まだ決定ではないのですね。

委員： はい。

委員： きっと、小学校などは、本当に楽しみにしていると思うのです。本当に一生残ると思います。ぜひそのようにさせてあげたいけれども、状況も状況なので分からないですけれども、見せてあげたいなと私は個人的には思っております。

会長： 今もありましたように、近いうちにそれは。結論を出していない自治体の方が多いことは間違いないのですが、結論を出していくという方向ですね。

委員： はい。

会長： 御理解ください。

委員： 分かりました。

会長： 決定権はもちろん教育委員会ですが、それは尊重しますが、一言だけ言えば、オリンピックという生涯に1回あるかないかというイベントに対する子どもたちへの思いと、何としてでも感染は防がなければいかんという思いとの中で色々考えざるを得ないということにおいては、そういう中で色々動いているということに関しては全員同じではないかという気が私はしますけれども、そこにとどめます。

ほかに何かございますか。――もう1年半以上、コロナに蹂躪される生活が続いて、本当に今、具体的に対象にしている小・中学生も気の毒と言えど気の毒で、やはり1年以上にわたって自粛をせよということ子どもに強いること自体がなかなか困難なことだから、ありていに言えば、時に連れ立って盛り場へでも出て行って、ふらふらと、何か問題が起きなければいいがなということ去年からずっと私なども気にはしているのですが、本当に報告いただくと、極めてそういうことを心配しないでここまで来ているということなのですね。

委員： 多摩児童相談所の話だと、夫婦が仲が悪いけれども、子どもはよく育っています。本当に子どもたちはよく頑張っているということですね。それに対して、反発したり、反抗したり、コロナのことについて、それはみんなマスクして生活していますし、ソーシャルディスタンスは難しいですけれども、子どもたちはルールは守ります。

会長： それから、非行のことにもさっき触れておられて、30年くらい前ですか、調布でもいろいろ学校で問題があって、全国的な、大都市圏での傾向みたいな。

余談ですが、私が中学になると五十何年前ですから、半世紀以上前だけれども、日本が貧しかったこともあるのかな。授業中に窓の外を見ると、授業中から連れ出されて、パトカーで同期生が運ばれていくようなことを見ていました。普通の住宅地に住んでいたつもりですけども、そんな感じがありました。調布近辺でも、周辺の自治体でも30年くらい前には随分大きな問題があつて、今は全くその形跡もないくらいの感じなのですか。

委員： 今は本当にないですね。

会長： その30年前後の話は学校の中が喧騒状態で、落ち着いてみんなが勉強に取り組むという話ではなかったのかもしれない。私の頃は、それともちょっと違います。色々問題を起こす子は、学校外で疲れているから、授業中は余り騒がないです。だから、色々な波があつて、ここに至って、こういうことになっているのですかね。ぜひこれが続いていくということで、当たり前の状況かもしれないですが、それが我がまちでは継続するといいなという感じですよ。

ほかに何か、御質問とか御意見、どなたかございますか。――よろしいですか。

(「なし」の声あり)

ありがとうございました。それでは、3人の方から現状についてそれぞれのお立場から貴重な御意見をいただきましたが、そのほかの方から何か御意見、御報告等がございますか。――よろしいですか。

(「なし」の声あり)

## 11 その他

会長： それでは、次第6「その他」、事務局から次回の日程等説明してください。

事務局： 次回ですけれども、10月14日木曜日、午前10時から、こちら市長公室での開催を予定しております。よろしく願いいたします。

以上でございます。

会長： ありがとうございました。10月14日木曜日、午前10時、場所は同じ、この市長公室で開催を予定しているということメモしていただければと思います。

以上で本日予定しておりました議題を全て終了いたします。令和3年度第1回調布市青少年問題協議会、閉会といたします。ありがとうございました。

閉 会